

令和4年度

第6回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年9月20日（火）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光
(11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
5. 議事録署名委員 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
6. 現地確認 13)臼井 正 14)中山 喜作 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第25号議案	農地法第3条の規定による許可について	3件
第26号議案	農地法第4条の規定による許可について	1件
第27号議案	農地法第4条に規定による許可事項の変更承認について	1件
第28号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第29号議案	非農地証明願いの承認について	1件
第30号議案	農用地利用集積計画の決定について	5件
 - 5) 報 告

報告第13号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	2件
報告第14号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第15号	農地の貸借の合意解約通知について	3件
報告第16号	公共事業等による農地の転用について	2件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局長 ただいまから、令和4年度第6回加東市農業委員会総会9月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち15名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、繁本委員、藤原委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 ～國井会長あいさつ～

議長 それではただいまから、令和4年度第6回9月定例会を開催いたします。

本日の現地調査をしていただきました、臼井委員さん、中山委員さん、繁本推進委員さん、藤原推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員に11番の山本委員と12番の岩崎委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第25号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第25号議案を朗読～

議長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P1に申請地の位置図、P1～4に譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、高齢になり農業後継者もないため、隣接農地を耕作する譲受人に譲渡することになり、申請をされました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。

番号2、資料P5に申請地の位置図、P5～6に譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、高齢になり通作も困難になってきたことから、譲受人に譲渡することになり、申請をされました。譲受人は今年2月に設立された法人で、4月から農地所有適格法人として利用権設定により耕作をされており、必要な農機具類も備えておられます。なお、〇〇の田の隅に、譲渡人が届出をせず設置した農器具庫がありますが、今後は使用しないので譲受人において撤去するという念書を出されています。

番号3、資料P7に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は申請地を相続しましたが遠方のため管理できず、隣接農地を耕作している譲受人に贈与することになり、申請されました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。

これら3件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第25号議案の説明といたします。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第25号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、全員挙手にて、第25号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第26号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第26号議案を朗読～

議 長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 農地法第4条の現地調査の結果を報告します。
第26号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は雑種地でありました。

以上、報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P8に申請地の位置図、P9に現況写真をつけております。
申請地は、宅地と道路に囲まれた三角形の畑で、平成29年頃からパート従業員や来客が増えたため駐車場として使うようになり、また、農業用

の資材置場としても使いたいため、今回、始末書を添付して申請されています。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

この転用申請につきましては、農地法第4条第6項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第26号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議長 意見がないようですので、採決いたします。
第26号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
続きまして、第27号議案「農地法第4条の規定による許可事項の変更承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第27号議案を朗読～

議長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 農地法第4条の現地調査の結果を報告します。
第27号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は原野でありました。

以上、報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P10に申請地の位置図、P11に土地利用計画図、P12に計画断面図をつけております。

申請地は、令和3年6月に一時転用許可を受けて農地の造成工事をされている農地です。当初は90日間で申請されましたが、人手不足で完了できず、本年8月末までの工期延長を申請し、許可されていましたが、計画

の一部変更などで8月末に完了できなくなったため、再度、12月末までの延長を申請されました。工事完了後は、表土を戻してビニールハウスを2棟設置し、トマトを栽培する計画です。申請地は、農振農用地外で、東播土地改良区の同意は取っております。

この変更申請につきましては、農地法第4条第6項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第27号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第27号議案「農地法第4条の規定による許可事項の変更承認について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
続きまして、第28号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第28号議案を朗読～

議 長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 農地法第5条の現地調査の結果を報告します。
第28号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は農地でありました。
以上、報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P13に申請地の位置図、P14に配置図をつけております。
譲受人は、申請地周辺で運送業を営んでおり、申請地の隣接地もトラックの駐車場として使用していますが、知人の会社から〇〇に近く便利なの

で駐車場を借りたいとの申入れがあったので、申請地を取得して駐車場を拡張し、貸露天駐車場とするため申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。なお、〇〇の3筆は利用権設定されていますが、今年の収穫後に解約することで合意されています。

この転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第28号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第28号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
続きまして、第29号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第29号議案を朗読～

議 長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。
第29号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は山林でありました。
以上、報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P15に位置図、P16に現況写真をつけております。
申請地は、〇〇にある〇〇にあり、昔、申請人の父が耕作していたため、平成5年に国から売渡を受けましたが、道から高いため出入りが不便で耕

作できず、周辺の山林と一体化してしまったため、非農地証明を申請されました。申請地は、農振農用地外で、土地改良区は区域外です。

この申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第29号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第29号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第29号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、第30号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第30号議案を朗読～

議 長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 P7の1番は、使用貸借権の新規設定です。次の2番からP8の5番までは、使用貸借権の更新で、2番と3番は、借り人が一般法人である〇〇なので、耕作が不適切な場合は契約を解除するという「解除条件付き」使用貸借権になっています。

全体がP6の集計表です。今回は、賃貸借契約は無しで、使用貸借権の設定が、5件、28筆、27,941㎡となっており、9月30日に公告される予定です。

以上で、第30号議案の説明といたします。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第 30 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、全員挙手にて、第 30 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、報告事項に入ります。報告第 13 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ～報告第 13 号を朗読～

議 長 続いて、内容の説明をお願いします。

事務局 番号 1、資料 P17 に位置図をつけております。
農地を、住宅の庭にするための届出を受理しました。

番号 2、資料 P11 に位置図をつけております。
農地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。

これら 2 件の届出については、添付書類等完備していただきましたので、専決処理により、1 番は 9 月 6 日付、2 番は 9 月 8 日付で受理通知書を交付しました。

以上で、報告第 13 号の説明といたします。

議 長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。
続きまして、報告第 14 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ～報告第 14 号を朗読～

議 長 続いて、内容の説明をお願いします。

事務局 番号 1、資料 P19 に位置図をつけております。
農地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。

この届出については、添付書類等完備していただきましたので、専決処理により、8 月 31 日付で受理通知書を交付しました。

以上で、報告第 14 号の説明といたします。

議 長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 15 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。

事務局 ～報告第 15 号を朗読～

議 長 続いて、内容の説明をお願いします。

事務局 3 件とも、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は、1 番は所有者が自作、2 番は売却、3 番は第 28 号議案で承認いただいたとおり転用されます。

以上で、報告第 15 号の説明といたします。

議 長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 16 号「公共事業等による農地の転用について」を事務局より朗読をお願いします。

事務局 ～報告第 16 号を朗読～

議 長 続いて、内容の説明をお願いします。

事務局 国や県が、農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会へ報告いただくことになっています。

番号 1、資料 P20 に位置図、P21 に計画平面図をつけております。

〇〇のため、10 月末まで農地を仮設道路として一時転用するものです。

番号 2、資料 P22 に位置図、P23 に計画平面図をつけております。

〇〇について、工期の延長のため、一時転用期間を令和 5 年 3 月末までに変更するというものです。

以上で、報告第 16 号の説明といたします。

議 長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

議 長 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

事務局より何点かご連絡させていただきます。まず 1 点目ですが、2 回目の農地パトロールの日程について、お手元にお配りしております。最後のページに日程、集合場所等を記載しております。10 月 31 日、11 月 1 日、7 日～11 日の予定で、全部で 7 班に分けさせていただいておりますが、〇〇については、例年、数が多いので今回は班を分けております。担当地域の日程でご参加いただきますようお願いいたします。また、先月お渡しした白地図を本日持ってきていただいたかと思いますが、それを基に地図等を準備してお配りさせていただきます。まだ地図を出されていない方がいらっしゃいましたら、事務局へご提出いただきますようお願いいたします。

次に、2 点目ですが、農地貸付等希望申出書をお手元にお配りさせていただいております。農地を貸したい、売りたいという希望がありましたので、お知らせさせていただきます。場所ですが、〇〇の道向かいで周辺も圃場整備がされた集団農地の中にあります。所有者は、高齢で遠方に住んでおられるため、冬場に一度雑草を焼くぐらいしか管理もできないということで、貸す場合は無償でも、売る場合の金額は相談によりということですが、借りる方や買う方に草刈も一緒にやってほしいと言われております。かなり荒れていますので、条件的に厳しいとは思いますが、借りたり買ったりしていただける方がいればお声掛けいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上になります。

議 長

何かご意見はございませんか。

各委員

～質問なし～

議 長

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和 4 年度第 6 回総会 9 月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 山本 昭雄

議事録署名委員 岩崎 一彦
